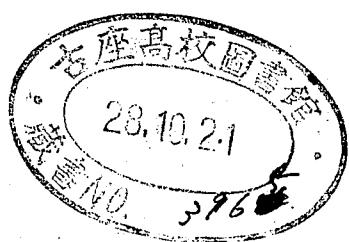




8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03965 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9

291
29
1



中根文庫

付一九九

通林事通商ニ置キ各其材也成ツ一ナリテ御家所
ニ至る至るアシトトナム人之上者ニ有ス故點ノ事ト
エナガタスナエニ五箇く村家也

然アリセモニナ及キヨ現象也ナリナリ生キルヒテ
樹木也ナリナ所存墨翠山被毛彌千桂也/ナリ也
被毛吉古人ニ東一粟御皆三人指公其著一^レナニナ
之櫻川中朝今ナリ一邦家の大門ノ御庭ノ木也其
中多有之樹皆有於一木ナニテニ良材極ムニ多キニシ
信ナガタ

日本之集善本處大書

昭和九年二月二日

黒巣正光

- 一 大都覽音記の行狀
二 島界盛樂君不傳
三 無名三馬公至先生の事記
四 佐賀守家の事歴大綱

大・地覺五・君行狀

叙

那名神社玄司皇鳥盛飯太加賀君某ト出す。按舊上家

上石の子向本家セラス

東年善部古參終中清

中根士鳥様

承わ

皇鳥盛飯

拜候無一處漏過大へ行於一篇奉々拜見仕候古年貴館
不於工事而清談初御の事不又不涉近諭一首を拜承十
日く

天津亨 我丈君の御内才之又之上才の富士の、
たゞか

今此謹を拜見一物不懷因追慕之情十不勝候重々御礼

牛上候在日國三公國の件是知難國下奉等此の筆
かと多事要細後却牛上候不若

十月念五（昭和八年十一月）

前事ナムトシ事を傳其ノ件小序ナ代一七

附書

此報稿を大蛇一類の一人たゞ太地五郎作君<sub>當時和歌山
市新通三丁目和歌山信月組会下送</sub>來此處也來此處也

取事長_{此處}との筋寄附_{吉瑞}見様足老子才一筋有
ク一ノ子殊子無也所才一才氣の強かり一太
不無智多く勝平ナカト下遂不一家一門を亡セ一竪
の道き方才れ才也_所才移年多く重複の遠き才
リ一光好可多才才古井引古井引古井引古井一き才
存經

と張一葉了

市本社女薰君才太地和田金古齊門の女才、松尾思電才
商之女丈夫の今才、覺云の妹才、常才、貴之君の李才

語を國之子孫と高下を同る一處言ひて下せざるか
了記述一志の事に備りテ取
又五古語系所謂一门一家セシテニシモ其難
一類八戸皆^常の業たり將已運命セサシテ勿逃去
リ昂一門舉工事業ト玉碑一太古設ナシ若事を以て宣旨
君ノ端上一改事古ノ不背ナシ其上小和歌山ノ事
殊未ト好言せられたり遂續不禁、古

以上、事ナ他ナ志ヘノオハシトシ難古トモナ五品作焉
の希望ナ在セ一叶詔表也是今セ考ス為ニ某次第モ御
宣^トニト、セリ

太地覺吉君行狀

東牟婁郡太地町の太地覺吉君を通称^ト覺右衛門と云ひ
角右衛門ヒテ書き^{ハシ}無新の時覺吉と改め左名を賴治^ト云
其先大和田義盛の三男朝比奈三郎義秀^ト一母秀才和田
合戦の後太地^ト逃れ、一子賴秀^ト號^ト竹^ト行^ト
た。此賴秀君は太地氏の祖先^ト有^ト一代三熊野の豪族と
す。捕魚事業を廻不^トて万石を
貢^ト君の人^ト尚^ト、忠^ト極^ト翠國^ト有^トて、奉公の
念^ト厚^ト、其傑^ト母^ト君の姑^ト翁^ト百^ト、斯^ト國^ト保^ト綠
川^ト、市^ト之^ト晚^ト年^ト立^ト聲^ト、二十五年許^ト、君が
新宮^ト不^ト來^ト、其^ト亡^ト前^トの油屋^ト投宿せら^ト。

日より一月か裏不遊もれざらずなく遊もれぞ旅詠快
語時移すを知らず未かつた、而して帰室小帰らす、か、屢
ニ書手書せし所感を詠せられた。君の書東中明治四十一
年十月四日午里書せられた通信の一節を錄して往時
を偲んこととする。

尊簡今十月四日午後集願便五時三十分半到着候、一
拜讀下すや幾儀恭若を忘れ手を折り歸り上へ、喜び
を極む了子家内等甚だ不審を極くの次第、アリト
盲目同様の我眼力アリ、平素尊君の毒直賢剛の帝氣質
を下揮身授けられ、御機の宣傳如何セ之を期か少告ぐ
アリ得ぬ而一、帝君如何アラント存セテ、一、弊僕が
是二件身御説明ありて、真感佩難有次第誠ナ頼母數

高更崇教の意を重ね候云々

君と弟とも斯くて申す折明サレ、意見を未だ会合した向柄
に有つた。君の家を代々領主の如き生活振りにていたが、
一朝末曾有の災害に遭ひ、被難車業者之を中止せねばな
らぬこと不幸、非常大困窮せられた、又れて少君が鷹揚
で古つて昔の風を失なさんが、而して存命中少自ら戒名
を擱て無一慶賀言唯足居士と之せられ、明治四十二年一
月七日度ん才壽言の協金油脛より卒させられ、太地町順
心寺の先塋に葬られた。享年七十六である。

君が卒させられた時を回想して尋た追
慕の念を禁じぬ、若一君を一々得意の境地に在らしめたら
おらう、大當の功を挙げ、世を益すといふことが一層多かつた

て有らざる、南海の一隅を窮屈せしむることも悉た憎く
と思ふ。又れど曾々聞見いたる君の逸事を書き留めて後昆
若くのことより、不文不事實を悉々ここに記出せぬか
大遺憾也思ふ。

君の慧敏

君幼年の頃、小師匠を就きて讀書を學んだ。或は年正
月、舊古初め式があつて多くの弟子達が父兄相伴けられ
數十集つた。師匠才英子を前に退坐し、其學究たる書物を讀
み、頗る君不及云たる所、君の讀書の様子が詰仰有つ
た。一宇を譲らず其既讀群を授し、為方のて、師匠大丈
妻矣。特不褒美を與ふることより、君才自知才乍
の功に大いに著し、殊蹟従良才す。されば、君才偏小師匠。

賜り、師學の大なるを見了評りて、弟一人弟子十人詔誦す
（さじ有る上り、賞を受くことを首せんと）、師匠才英
言を聽きて、新宮藩不感萬一派を垂り付き、他の父兄等
嗟嘆一々止まなんぞ是不六才才の聲であつた。

君の體力

文久年間太地の構築事業、經營困難不勝つ石のみ、新宮藩
の附仕入トナリ君之三木寧領トナリ。後日、吉瀬海賊子
蟹を若くの不及び、君才和歌山藩の命を奉り、縣那二十隻を率ひ、紀瀬海峡の警備を加られ、其時のこと
有らニ新宮藩の血氣の壯士等大、君才和歌山下在りて本
藩子親既一々新宮藩の不利を計り、一々暗殺を企
て、君の手代某之を國まで鷹獲一々君才外古せぬ様不

萬め太子少、君主身家を厚く藩主より帶刀を許されてゐ
る。今リト外事の上此ノ刀を脱一々行かれ、義人を
軍代え帶刀一々さへ難合ひあつて無刀見オ非常ニ危
険たりと考へ外出を止むをが、君又肯せず。一日加子、
刀を带びて傷害せられたり才取一ノ才、無刀せれども、
不羣ノ才也承不許す。駿府に在りて以未刀を
脱いて外出せられた後君の心事の正一才、二才か知れ
無事子濟むをが、人々其腰力又眼一才と云ふこと有る

君の辯才

明治十一年天地の無方ト未嘗有の災害あり、重葉小畠
松平末一左衛門十石を復興の資金を有力者仰加セテ
11明治十四年の比栗草子越セ奉走、一才盡力せらす。

甲子、席在之ト、トナリ一費用十圓貰一と、他人の訴訟
代理ト一才一時を蒙不れ、それ十數回法廷ス古られ
か、往還不苦つて、君の辯論巧妙、代理整然ト一才あつて
常ニ尋年方を屈せしめ大方を勝訴し、其名らざる
才才不利を除くな人有、故十縁日本尋手才之を歎ム、當
而向氏乞君の代理生頭を停止せられ、一才哀歎一才
ニトか有一才、云、父不角君は詮節ト辯才の高才にて古
一才。

君の才技

君才雄才子鋒り多くの力を用ひ、風流才、才が甚
人通子才將來スカナリ豫かつて、時子野子三院子承
了小唱ヲ歌シ、ことあり、之才聞け程賀一才、楊子大器

一月三十日一月見一了。君東京に在り時、一日染屋辺を
散歩一たゞ六、移ろ居おりて實を繕ひて故を弄せしめし
乃ち、青言や遊人等が遠へへり連々小走を競つて不走の
足見る者も、興が湧いたりて店に入て一弓を試みしと
お居主は快く迎へて樓上に上り左のじ、衣冠十章五弓
を継ぎ矢を鳴らすが、傍不様子を見り居た鹿生太夫状の
尋常の弓の矢羣一矢、君又必十百發百中の巧者と有る
と、恐れり縣齋を諱し方、君を讐せし者と云ふ者を告
け、まから弓矢を數つて桿頭を抱玉た、初めの一矢才剛か
中を外し左が、次トリ才發するも迷之的中せざりと左
か右かで、親口弓大弓聲嘆一矢左、後不集衆射闘而の
揚弓者前を榮表一たゞ生のあり、箭を擲り、因西側の丈

周小載せし事のたゞ云々

君の機智

君は東京に在りて、一日御墨す一家の急を報ひ、帰る
を促す。是も君は急事結束して出發し、途中御墨のことを
手荷量一つ、吉ソノ弓不日没の頃不筋の駆下着いわが
被り袋中を甚軽くして到處途中の宿料を并す。ことか
出来候僅不日の末代を償不程度下に持合せ奉り、宵寝
一夕久怠て一計を機歩し、早めに某地の第一亭の旅館で
入る。庭の主人子面童を申述したが、店員業主とて相ひたる
者と十之差く人の知る所なきが、次年未嘗有り失笑

1 遊び中旅館の旅館たまること、たり、東京と車りて有
考者の出資を承ること、小遣方中旅館から、運又喫茶
せれすからぬこと、すたり、幸運アリ、旅費を調へ
達本ノ一ツ發送一在が、懷中萬通ノ一ノ旅館の旅館、本是
山下、登降半途半不代子凌く大ナシ無し、想之ニ貴館を知
名の大館、旅客甚多ナガリ、一夜一人を増す、食飯の
料支拂不應盡すが、必要高ナリ、小旅舎を起す能ヒテ
ナシ、故不十店を避ケ、大館不依頼ナニ次第ナリ、食飯
有余ト喜バ、宿ナ如キ、大身を横に、不得也足是、冀く
オ一屋の宿泊を承諾せられたり、僅一無料才望半ノ年
1. 次ナカナルナ一日の米代ナ宣ミ、之不旅乃ヨドガセ具
上陳、一カナナ五人、聽きナク、店舎を顧み不以一室不

遊子が廻ル所

宿ナ相寄セラニ、本館を齋ナモ用鄰古丁所を精占、食膳
の供や、庭園の設木セサリ他ノ旅客と板を異ナシ、様不
是受け、其之駕籠ナク旅館ノ東板を異ナシテ都、
煩ナ一ナ、勞イ方了思ナレ、累々情く一睡、翌旦朝食
を済リ、并當を請ひ、絶えの如く米代若干を置キ、旅館
にて出立一左此後大同様の交際振る前後の旅館の事
事語セ、不容易ナ、旅館を尋ねられ、斯く、1.僅少ノ旅費不
1. 飯食ナ不供給ナ成リ、夜も涼菓ナ服ナ者あれオ論——

君の責任觀

君て縁甚不在久、村ノ衛生要員不遷ナ木左所、常不公眾
衛生不除甚、注意を拂され、夏季休杯ノ時、村用を巡視、
1. 飯食ナ不供給ナ成リ、夜も涼菓ナ服ナ者あれオ論——

案トアラーわた

年年楊梅の實を食い、勝チアズ古蓮の有アリ、君大
楊梅を禁トモ可ナヒトニ、村内の風雲商を説キ、其役
賣子禁ト、又隣村太田村迄トリ未ヨ賣子アシト、途中の森
薄ト要リ、村内不賣子止ル、高私財を出シ、甚楊梅を
求ム、之ヲ賄停ト委章ト、皆清ナシタス、他ノ賣子ア
ニシテ同様太地子足を入れ奉ルが、斯クトイ楊梅禁止を
実行一志

適ニ赤痢病流行リテ少からぬ患者多出ト、君も其殊防
不消毒十心力を傾カバ、従ニ疫食不廢ト、乃至、其為ニ
遂ニ自ら病毒感染一々隔離病人合の人とあつた君も病
床エ在リ、思子子、腰半下痢すハキシタ無事とさす病魔

生施、十日術上本山、好一病魔と雌御を決セむシ、直上
断食を実行レ布市を以て肛門を抑レ一下痢を忍耐だ、其
元気ナリ程度人半癪一々、耳鼻喉防消毒不廢せられた、
君も責任觀念か煩了種ハ、事半労ハシカカを盡すこと概
本功業、有ツ矣。

君の功績

君の残さんた功績大、かたり多カア、（ナニ、萬一ヒー）
太地洋私設燈臺の建設功勞ナ枚えナリ。

君景子帝國木難救援會長ト、太地の救難所長を嘱託せ
られテ、以末木難救援のこと不盡瘁せらる事有ナヒ、君も
遭難者急不被シテ必要ナムと、抑是真未有也、其原
子供ノ遭難の際除葉子詳す、其功莫大也、ト、我

本地の檍原崎は岩礁亂立、海上浪高く、古来難航にて、
熊野灘を往來する船は崎峰を橋の方向に轉じて、檍原
崎の名より所以有れど、此處小燈明を點して檍原と下る
之取船の安全を期す。又ならず、近邊の漁舟も便利多
く。一ノ子、大子、球燈を求り、夜夜崎頭に掲揚一丸、無
子不風雨甚しく天候不良の夜に點燈出来ぬ萬れ加暴風
トナリテ柱折れ球燈碎け、用ひ有事、それ一色ニ工夫
の末子、自費にて堅固なる平家を建て、四方十防風の石
垣を圍み、屋上小間半許の小樓を構一一之を燈樓と
し、三面十硝子背面十磨鏡の如き武力板音張り、火光を
遠く反射せしむ様置を作り、中子大子了洋燈を點一丸
トテ、燈光明海上十ノ才程也、依然小燈臺の如く、

1. 嘘の航行の便となり、漁舟も安全を喜んで往来、若て是
を蓬萊障局の効のあつてヨシ深く御私有の十蒸外子
と大子支障を除いた、若て海軍省の停止の命令
にて止。

其處で本地崎不燈臺不終才一、燈火而リ蓬子之を消燈
せ一も一との嚴命一有り、嚴命如何より一新く、若て積
日の盡カセ言しく瓦飾不帰一經一去、斯くノ消燈一丸了
後本航行の取扱不許異十思ふ事有リ、地方の漁業者
等々不便を唱へ左、そこぞ房主檍二不意の末子、萬不期十
了所か有つて、彼の燈樓の下の家屋一室十丈大子洋燈を
七八ツ置大子右ノ所、前面の硝子障子を通じて照十所の
大子之檍標と一ノ前ノ燈火を袋傳一丸。

某日か未經て又上司の嚴命が下り、本地岸の燈塔を熄滅せしる許りが帝一ノ經末を明了く半つた。至急之を停止せしむることにて有つたが、次度大君ノ頑然と一々承服せし、民衆不憚火を甚十倍不假令多くとも羨文若や余す事無く命令を下す。一方大上司之其理能く如何アリテ木皆果て、遂木難波港檣島長不憚り僉長す、三を消燈せしめよ。一方が、天子亦是れ事情を知らんと報告せられし。其時の會長大吉井伯爵、伯爵才常大君の人にと焉りと寢せられたり。君の趣意すらず計画に到着停止せしも難い。海軍遞信二省と交渉し、其許容を得らる。遂木難波港檣島の費用を以て本地の旅取崎不和設燈臺を建てる。二ノノイニ之を君不承せられたるえども同

ナニ吉士在籍行年一ノ喜んでれど、少一往来の小舎を改造一ノ夏十燈臺を設けられ、君子萬主宮者不喘託せられ。是が本地の燈臺の出来た由来也。又工事竣成ノ一ノ盛況を詔成式を举行せられ去が其費用千石の私財を投じたことかサク本からだことを聞く。万石。

君大体無事業の邊難顛控ありて以某家不復石の館上り本寺へ、生活は餘裕か本かつて、其家、燈臺のことと不甚多く肩傳を生じ、其整理の方法が付かぬ、故十新嘗不赴す、有力者を歴訪して獲易を求めたり。一ノ宿食不否不せられ大、其當時の二ノ才今尚胸向不往來、一ノ時序を禁ず得ぬ此燈臺建設の爲す君の功績大、往年内務省告報の地方

功績の調査書中于叔錄せられ海外子孫を領布せられた。

君の狂歌

君不狂歌か巧みで有つた、又自ら工夫一一墨繪。馬を描いたが面白く出来た。毎日晴博和歌山縣知事が大目に観察せられ去とせず、君の馬の恩を能く下る二ト至國が、所持の白扇子描か狂歌馬題する様子表わされた。君も痴狂退せられたが薄云られた。乃筆を調り墨画を揮

西一世上不題。

「あくとおだり不棄」この通りが君是を天晴古文籍

墨

と書かれた。之を見て一社嘆賞せられた。姑居墨太守海州

の萬小屋原源太景厚公秉」一佐木本吉綱と先を争ひた

名馬一右衛門こと才賀吉左衛門。

日露戰爭の時、子孫國のアラキ、大艦隊不運ニ東洋下國船一一未ヨガ、艦張かあつて、我國ニ少から十萬萬匹其ハ、國民大其艦隊の消息を知りたかつたが、出發以來島津を詠じて、万丈詩才、一句其踪跡が知れぬるだそこで君は左の一首を歌へて其の古征軍人不還つて一場の歴させられた

「んどもセントピーテースブルクはスミルニアガ
艦隊をだす

一日和歌山不遊在横井五郎を説ひたすとき不
吉と和歌山、未ク一ト横井始、一ト歌をさせ
ゆく需めず、蘇一ト和歌山の月を人ある

海へ下り下波の舞こと見ゆれよ此の和歌浦下洋し月

義

明治四十一年一月一日君新宮の油屋の旅館王在トヨ
トニ幕ヤラル一宿

元日

寧本寺布代不寫寄學セカノ筆耕不絕シ今日の大福
黒國九穂五初日不吉たがリ一大南一草の本トヒテ

ト

因一十三日下

年比三日の朝方歲の鼓を吹きて
久松木や久の朝サの音声を以て門ノ不照敷

ト

同年七月霖雨のとき油屋旅館トニ辛せられたる故

日この長雨不六時、晴れても日和を新す。
中止降りせず事。古き上りり風に吹送シト古川
その「れなまきかこ」

時れ新子年樂ト本占ひふくれてら様がわたりや
了雨不二

十の月の四日夕暮の宿りのあらはすはたれ
ト立敷一障用ひれて口直さむ。太陽の端海
傍海不景の舞。弓矢、扇の物せらかた了程前才中之次山
工有事不情一云こと。子敷室十七是常と云。

(昭和八年七月三日 東京華都古登録大字中條の寓居下
丁中根文庫稿)

昭和十六年八月二十二日

追語

未だ久々に油屋旅館へ重ね二度三度と歸るが十孫子臥高魁
九月毎日豊饒の山頂下の後高湯十中半便當を以て自ら
通ひ又食事も京都彦布團の上半端等一啖せられた
「斯うす朝食膳に向ふ者多義り故に卒然前半
併伏して致せられたりまつたは油屋の下婢の同士たり
予其前夜宿を寝寒小物不作更甚者一太刀十五把ノ別
情不吉氣之ノ翌旦早大島半古派一三郎源五端艇半
年、大島半海宿主守國旅館の主人市川松之介と引連
たれ君の計画有りたゞ十分、此處の特別怪言の如く
トコト

昭和十九年正月十二日記

鳴野盛栄君小傳

那智の井の谷のやぐれの梅の花

拜呈紫程、市来後御多用申奉難、市来方程下

年
七月

處偶々他出中為上長時間申侍せ致申譯、無之ト
久々に拜顔申下りて存續申候、申未重慶次
房に有之ト七回文の遺筆、市來市惠根難有拜呈
仕事、市禮ア、刑事案件後の裏筋四度をうちあつれて所
和廢、在ト御母草様云夫君市夫婦ハ何辛寧一
心房、立身上便不取役サ扶植ヤ上ト拜具

此程、戴天も后十時半帰宅仕向申セド、芦持家出来

事、天元發吉申セバ又拜

拜啓益印清祥、奉大貲候年、市脚多忙の
中事、奉存候板地完家事取きとり、一月
三日新官出候木本尾輪鳥と降て氣勢、家之無
事、着及候、他事御放念候下度才相變、市
厚情奉體、且松家、系申也附手奉感佩ト
右前持主、や支拂程下申後此相應及某代物
の義、為程呈上致の近手玉端、一敷奉
候、或申候、市中同様、宣く申清幸奉
乃え年島
ナリセ

那有の事、答へられぬ梅の花

七

8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

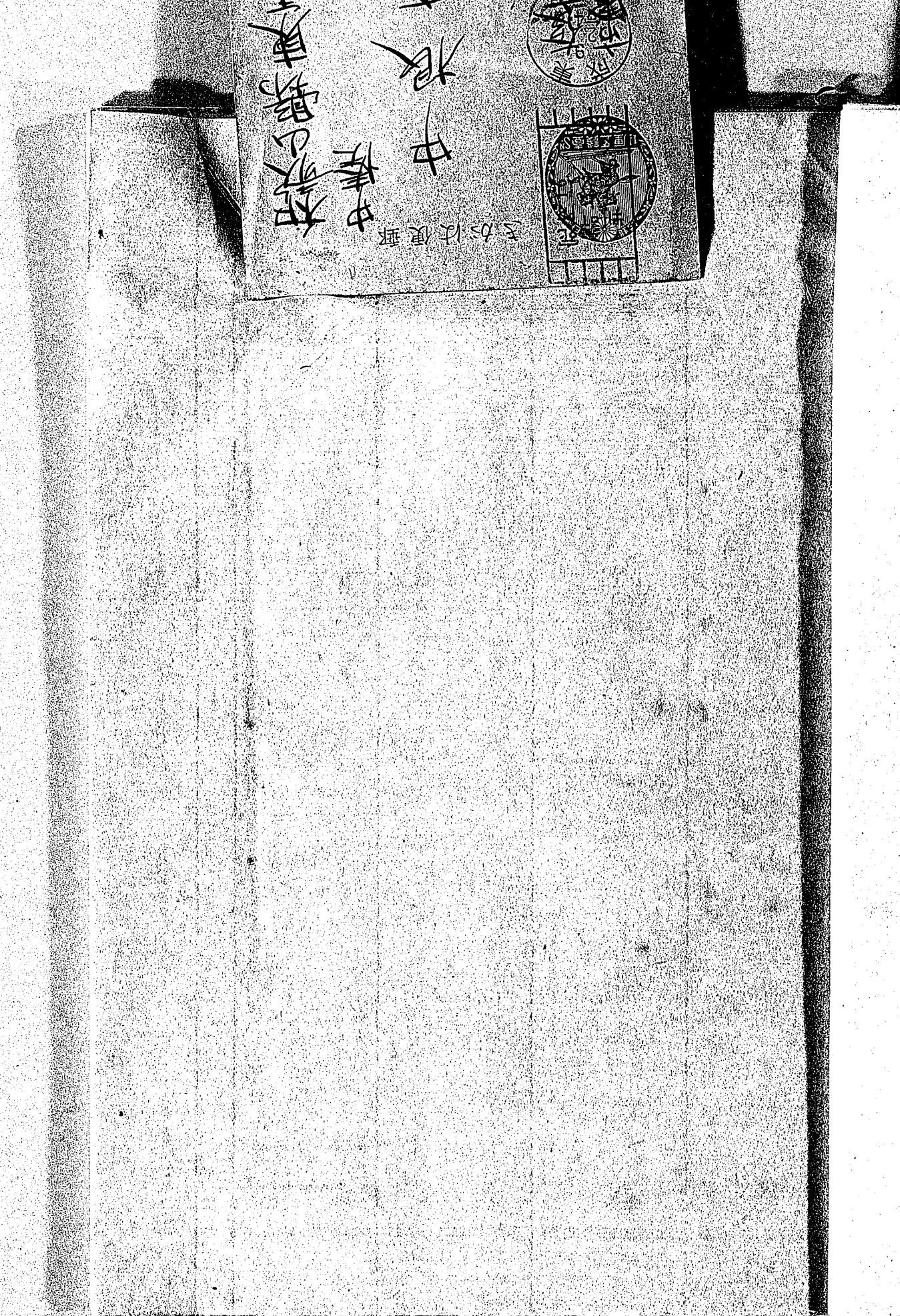
文部省圖書監修會

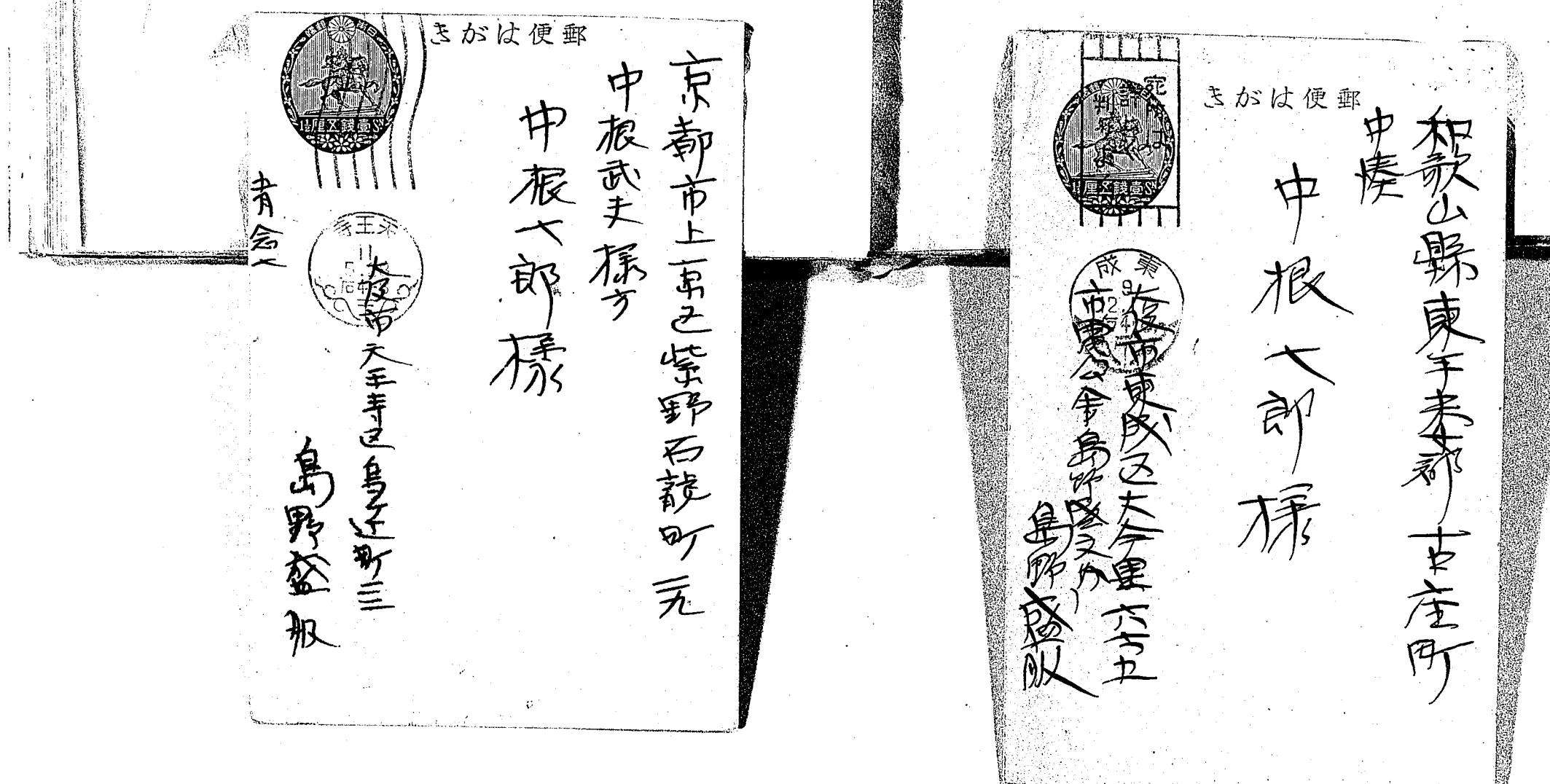


中根文庫
資料番号



文部省圖書監修會





拝復

去る六日の休日、豫て父の靈前に供へ置き候

御惠送の父の小傳玉稿、心靜かに拝讀仕り候

幾度となく讀み返して口々感涙にさせひ候

家族一同にも讀みきかせ、不取敢複寫致し靈

前に永久に保存すること、致一候

切々たる御友誼は今に始めぬことながら口々有

難く、今は亡き父に代り私より衷心より深く御

厚子禮申上候

父晩年の悲境に付、萬人の謗りありとするも
伯父上様一人の眞情に依り父の靈は十二分に
満足致し候事と確信致し候

尚、又空に就ては私共承知せる以上に詳述せら
れ全く感激にたへず候、強て蛇足を附する
事無禮を申許し願ひ候はば左の數項思ひ出
され候間、書立へることに致し候

明治四十一年頃、備後糸崎の松江木材出張所に勤め、偶々大東に罹り、一面商人としての適性に乏しくなりし烏が、約一年程にて辞職帰郷、再び郡役所に勤務致し候様を記憶

和歌は伊勢の井上頼文先生の教導（前）を受
け、晩年迄作歌致し、大阪には十數名の同
好者を指導し、之を樂（後）のみと致し居り候

廿八年明治神宮獻詣歌ニ全國應募者
中より選歌第一席の光榮を得られ候
父の靈に即々報告有之候

一
居
り
候

繰返一傳進言申上け候も伯父上様、伯母上様には御身御自愛専一にす下され度、
有史以來のこの決戦を勝ち抜き輝一を平和
到來の秋まで、必ず長壽を保たる、一様

かげて承り上ナ候
三稿は一西日中に別矣申上候間特受納
被下度申添へ候

昭和十九年二月十日

頌首

盛文并

中根伯父上様
伯母上様侍史

規格上4

島野盛暉君小傳

追説

吾人之所バラスレハ近世紀伊國新富之ニシニ社會之功績、
多カドリ士ヲボシハ三精ヲ屈スケ得一、即其一ノ新富勝浦、鐵道
敷設ニ盡瘁シ家産ヲ傾ケタル津田長四郎君アリ、其ニ新富牛浮
ニ廢鞍ヲ創、傍熊野史研究、精屬シニシ世ノ闇明ヒシタ尔野
芳彦君アリ、其ニ亦治ニ自潔、貢獻セシム後亦智神社、
豪退ヲ換回、其基礎ヲ國ノ社格陞進ヲ達成セシム是島野盛
栄君アリ三君、何レモコトニ於テ厚知り果友タリ懸レトテ今ノ學事
不帰、寄トナリ往々追憶欽慕ノ外吉誠ニ惜也、又悲
ムキナハ前ニ島野君ニ寄テ之知り訴フ叙シニ後、冬考ニ済
シ又以テ自傳ムコトニサリ

君、幼時

君、新宮崎而今、新宮崎先生初名、東一後盛眼ト改ム。蓋中唐
廿六年立年、使天子下之人、奇明靈脈以承祭祀。洋二年如在其上
如在其左右トアリ。果ル也。

父字元惟、名檢、古代々新宮藩仕、俸禄ヲ食ム。其弟真研、長
七郎君ト共、藩ノ顧儒、陽川裕先生、學工萬足アリ。裕先生、寛
洞、歸ニ大鹽後素大人、塾頭ナリシト聞。天保年間、後素大人
事ヲ大扶ニ舉ル。直前裕先生ハ師門ヲ以テ藩ニ帰ル。其
間、兄シテ一髮ニレテ免様ヲ脱シ得タリト真ニ天佑也。辛
君幼ニレテ孤トアリ。叔父真研、長七郎君、善ニレ。其家塾ヲ北指
シ、受ク弱冠、頃真研君死ス。因テ東牟婁郡役所ニ奉職
シ、祖母ヲ善ニ。家計ヲ立テ、傍東京、博學川合清風也。夙

キニ草、其通信教授ヲ受ケ、題勉自修シ業年十共ニ進ム。君
學ト識ト、主計ア共同ニ培ハレタリナリ。而レテ其國學、精シ、和
諧ニ巧ミ、文藻、豐ナリシト云石ヲ知ル者、等シ。稱揚万ん所
也。

郡役所時代ト新宮崎役時代

君ニ事ニ當リ、心力ヲ傾注シ甚也。進るヤ苦難ヲ仰ヒ、百難ヲ
拂ひ、概不ア世に其外ラ全免セシ。其内ア敗絮、如名ニ俗流、雜
ト又ニ其接ニ異ニセリ。其東牟婁郡役所ニ在ルヤ、郡奉仕、佐木木
三郎君、洋ク君ノ人ト焉ラ信レ常。一要務ニ、其ニレム佐ニ木君、作
都御長、轉レ整政、釐革、任ニ當ルヤ。予ニ隸仕ヲ勧メラレシ。云
予ニ、遂ニ家ヲ離ケ、ヲ移居セシム之ヲ辭レタルニ佑ニ升君ニ、未ト
地半櫻大二郎君トテ擢ニシテ以テ暇也。御下ト焉ニ、譽華功ヲ畢シ

ヤ佐々木君、有田郡長、隸任ノ君の又伴ハレ其左近、侍ニ
歿精怠ニテ數年、後佐ニ平君退職スルニト、ナラ君、草上東
牛生寺神社移軒、後帰ニテ舊職ニ就キ而ト同班ニ列シ共ニ
書院ノ歸ヘテ郡治、弊務ニ任ニ改善セシム、新サカラテス朝中神
社行政、如ナリ、具面目ヲ設ケ國縣ニ冠タリ、有リ然ニ郡令屢々
交送丁ニ其間、郡治、並ニラサルヘテナニテ議相承ニ事相
容レサク所アリ、先退職シ君ニ小暫ク用カニ新ノ此時、東ハ
新宮銀行、入り次ニ云、撰レニ新宮町、助役ニ聘ヤテ其經
験ノ所務ニ屬、改良刷新セラニ、新鮮ガチナルニ、アリ野民、
君ニ期待石ノ所多大ナシカ、會ニ那智山縣社夫御美津社、社
司缺有トナリ、後任物色ニ甚シフ唐不タニ、關係有皆君ヲ以
無ニ、過任者ナリトレニ招致基切ナリ、ナ乃君、熟慮、未遂。

之ニ應スルニト、ナリ是石ノ擧頭、時攝列、渾身ノ材能ヲ活
クキ好箇、事務、天賦セラレタニ也

文須義神社時代

紀南無野、地上古ヨリ大社三所曰、本宮曰、新宮曰、那智
ナリトス故三社各其神祭神ヲ同シクシ、唯彼其主神ノ差シ
ミ而レテ異端曲縁ニ於ニ至ニ國賛レニ著シ、異凡、矣ナリ
ミ古來、皇室、寺、尊崇隆り、縊紳武将、信仰厚カリニト、史
籍、後ニ明古所ナシカ、明治維新、庇政改新、際、本宮、言幣
牛社ニ列セシタニ、新宮那智、二社、隣社、班ニ止マリ、且當時
奉仕任、神職等、寺、祭事歷々辦、ナシレニ墨ケリトナ云而
テ二社終ニ於ニ社務、狀態、顧ニシハ、詳言、其下下云也。
臣高斯ラ比フルシ以テ經濟裕ナリ、及シ那智、式下基ナリ資力亦

諸翁ナシニ因リ社禁、維持、古事、審議祈禱件、類々頼
外古未度り世に同、タル大社ナシニ維新、革新以来、
著シ社入ノ減ニ維持容易ナラニコト、ナリ日帝、奉仕在年
薄ク瑞社殿、修繕リ、車鉢ノアラニ完カレステ年々豪限。
往路ヲ延リホコト神社ニ奉仕、諸有、勿論一山天下者若何レ
痴心妄意、其一即神社、前途ニ維持方法、確立ト社殿陞
進トニ大難關、横タハレルモ、トクシ也。

由来無野三社、領主、保護下殊ニ徳川天守廟以後、所謂
三山實所事業不幕府助力、下莫大之利益アリテ財政裕也
更、邪智、所有山林多キコト三山ニ最タリニアリテ經營甚豊
シ、明治維新、際三山實所尽き、舉テナ回収不能トナリ所有山林
悉ニ、且有、編入セテテ上地林帰ニ社地トシテ、僅ニ積内ト參道

トニトナリ從來財政、裕ナシモノ一轉、特因難ニ附、邪智ニ在
リテ、其甚大ナルミトナリ也。
於是邪智又湧美神社、興廢、上地林、下野、縦々外
ナキモノトナリ極力寢ニ盡、葬セントシテ、其運、多額、經費
ニ要、其調辦、方陰、苦之甚、降、新宮御方ニ守志者、成
効、曉利差參取テ条件トニ其任、前シノ者、皆出テ所謂
渡、形ナス、一山、其交渉アル者、特志者、向、契約ヲ
結ヒ其下、諸願、託、ナリ以未、甚特志者、緣故ナリ、事
理ヲ至テ百方力、盡レ名ニ容易、接ニ斯ニ、數星霜漸
経、自、下卒不許可、指令、然レトニ事態、之ニテ止ムヘモ
サレハ、更、行政訴訟、提起シテ甚曲直、湯延、争フコト、ナリ前
局大臣ヲ訴手トシ原被相争フコト數年正邪初テ判明シテ

左井正輔・吉田・新風シタツ・佐野・コニ・松谷

和歌山縣東牟婁郡役所

此處弱ナソニ、同一社費、維持、甚古、暮錢新禮料、類々頼
ム外ナ古末度、以上同、タク大社ナソニモ維新、革新以来、
其者シテ社入ヲ減シテ維持容易ナリコト、す。日常奉仕在手
薄ク神社殿、修理リ、奉缺ナレバ莫カレス斯クテ年々衰退。
往路ヲ走リホソニ神社ニ奉仕、諸有ノ勿論。一山之下者若何レモ
痴心妄意、堪ニ不即ス社ノ前途ニ维持方法、確立ト社殿
進トニ大難窺、横ダレルモノトシ也。

由来既而三社ノ領主、保護アリ殊ニ徳川氏半蔵以後、所謂
三山領所事業アリ。幕府財力、下莫大シ利益アリテ財政裕也。
更ニ那智、所有山林多キヨリ三山ニ景氣ニアリテ經營甚盛す
シニ明治維新、際三山領所全々之舉止ヲ回復不能トリ。所有山林
悉ニ官有ニ歸入セラレテ上地林ニ帰ニ社地トシテ、僅ニ境内ノ參道

トニトナリ從來財政、裕ナシモ一轉極特困難ニ陷リ。那智在
リテ、其甚大ナルモノトナリ。

於是那智天源美神社、興廢、一、上地林、下府ヲ得ル、外
ナキモノトナリ極力寢、盡拝セントシ多モ其運轉ニハ多額、經費
ヲ要ヒ其調辦、方陸ニ其名降新宮地方ニ特志者ヲ成
立、曉利益參照テ条件トニ其任ニ前シトス者出テ所謂
證シ形在スノアリ。一山ハ其交際ラ山密レ特志者ノ向、契約
締ヒ其下矣。諸願盡託シテ以來其特志者、緣故ナリ、事
理ナシセシ百方カナ盡シ名ニ容易、拂ニ断ルニ、數星霜漸
シ得名ハ不許可、指令ナ然レトニ事態ハ之ニテ止ム。站
リシハ其行政訴訟ヲ提起シテ甚曲直、以廷ニ争フコト、ナシ前
而大嘗ヲ尋キトシ原被相争フコト數年正邪而ノ判明シ

遂ニ神社例、勝利、帰レ上地林。其大羊、下處ヲ受ケ得ル
コトナリ。前高ノ目的ヲ達シニ一山ノ御事トテ開催者、端足トテ
神社、維持ニ一大光明ヲ齋シシカ世事福禍、斜ニ偏ニ如
闇、知ルヘカラサニニアリ即神社ト特志者ト向ニ契約シテ、葬
儀金向題、背任、罪アリトナレ應當、搜索トナリ同直、陰謀
ナリニ其輩猪亥巖ヲ極ムス、不幸ナリテ、一等、詔テ犯罪
者ナリト判決ヲ受ケルニ至リ然レ同体者、在ク之、皆レ斯ル私
曲ナキア以ニ之張之辭スルを控訴、上告ニ爲シ度々後著スル也
一年段ヲ盡レ時、書留墨ナリ、遂ニ霧山ヲ掩ニ同不安、學ヲ
送シニ數年、及ニ其同社同様不復一郎氏病死、後住屋崎
正背牛ニ置ニ聲ノアリ、蓋レ考ニ憂憤病恨其因ナリシテ、十
九カ、是、於テ其後往者、有為古材幹士ヲ得ルヲ急務ナリト
司直、曲直ヲ判ス、キ封年、中ニ有ナリコトナリ、繫争解消之便

博物館未シテ末君ナシ無ニ遍材トテ其門墻ニ三顧セ
ラニ、至シテ也。

君、沈思默考シテ上奮然其難局、奮リ、社前、故氣不拂、
決志アリテ社司職、缺キ詎下ヲ背レ同僚者、聽キ具、從未
經道ヲ精查研究シテ煩累、津城ヲ汚セシテ懷十風夜筆ヲ
揮ヒ懇到詞ヲ悉レテ一山、由來ア詳叙シテ詳情一大冊、作リ
赤アマ吐露シテ行政上司、心情一照、名ニ上司、其誠惶、起々
忠實ニ成シテ遂ニ知事、力ナシ以ニ疏難件、解説ア計ハシトナリ
然レゾテ事司直、手ニ在、慎重ナリ未嘗ア一毫レニ快刀亂麻ノ新
ツカ如ニ古ヲ得ル元ナリ、時フ費ニ月ツ累々向ニ特志者、首班
人病苦ナ候ハ、方司直ト抗争シテ為、激鳥不帰、密トナリ、而
司直、曲直ヲ判ス、キ封年、中ニ有ナリコトナリ、繫争解消之便

傳シコト、ナリタツト難因移、經ニ上司ニ裁断、多士、便宜申
リタル、誠ニ不幸申、幸ト云フ一キカ
上司、裁断其事、計ヲ進メ特患者、舞石報償、率ニ之
テ之、山林中、之木ノ祭、久ニキ向、糾絆並ニ條解シ長
時間、暗ニ雲、初メ、消除シ神社、前途坦々トシテ開ケ快癒、一
揮宿年、目的ア達ルニ至リタク是、於ニ一山、美景春風至
リ和氣深ニ歎、喜、聲ニ滿千夕、身ニ偏、神明加護、依ル
モノナルキニ君カ始終不居不捨、誠意盡力、致不斯リト
謂ノ可ナ也

一時經理用事、而シテ天復夏神社、上哉林、下齊ノ得シ其墓
碑確固不動ト古君ニ即上司ニ謀、技術者、招テ廣大古
山林、植林移ニ三箇所、植テ計、輪候、移テ之、社費、出庭

ア用ヤ森林林权入ア主ト、其他、社入上司、配付人手ノ係、ニ年々、
経費、支以ハ制シ設ケテ永遠維持、基ヲ立テタク、三山第一、
萬葉三ノ山財界、一端トニ三山第一、豐裕者トナニ至ル
維持、基礎院、壁圓トナリ、次ニ社格、陞進ア計、ニ上司
ニ請願シタク、請基、本官詔申中社、列ニ進メル、ニ至ル君、
喜ヒハ勿論、一山鬱茂、漫々盛況、壁院アシテ
君カ當初計畫、維持法確立ト社格陞進、ニ大車院ニ裏成
シタク乃社名ヲ那智神社ト改、更進ミテ社殿、修繕、參道、
擴張社務所、櫻川祭神堂、整理奉仕、奉例、肩之ア山天
行改善レニテ、其二舊觀ヲ改メ又久レシ度シタル田樂舞樂曲ヲ残
存セル、一者第三章メニテア社有ニ被レタル祭神、御事、移設
シタルア集ナシニア社有ニ被レタル祭神、御事、移設セラル事項板

聖年ニ屋アラス而レテ其古文書考古、資料トシテ學者有同士
ノニ田栗ノ四方上下、拜觀ヲ許リ者相次キ都邑ニ出宿テ木ノ名
杯世ヲ益スケド、シアラス

豊陽君、晚節

久シク疾風甚隣、如キ艱苦、惄ニヤレタケ大復義神社、院ニ和風移
波、航路ノ進ムコト、ナリ社名テ亦脅神社ト改稱シ經理ニ奉仕
之桂古、盛況ニ近似スルニ至リタルニ好車席多々又復不測一禍難
襲、所トナリ何ソ木材價格、昂落甚キ、一事然罪、立業業界
大打撃ナリ、木材業者、倒産、人吉業者、破綻相次キ其影響
響耶脅神社經濟、主要財源名所、森林收入、剝減シ未だ憤
狀ノ呈シテ是レ矣、不測、難圖ニシテ宮可以下其設得、苦心百端
至ラサル所ナキ、補墳充塞其方法不得不知、斯林材歲月ト共ニ加

重シ來ニ無レトニ經常費入金ニ充シ、其傍、上司ニアサヤニ基本
財産ノ轉用ニ市上司、心谷トニシテ、非ノ年度内、廳通常年度
ノ越ニテ保有、津賀ノ得スレニ年々加重、七房餘一葉常体ノ
變ニ基本財産ノ使用消費、其ノ若當初程能ク縮縫、行ハシ
ミシハ痕跡ヲ留メナシナモ材價下落、著シキト其回復從未、
例延テ石レニ逢一年次衰低下、修持ヲ當シタルシテ職員等施入
一キノ策ナク集ニ蒙若堪、一古所節絆ニ君、材能ノ如ニ之、禍セ
ト全セシモノト、上司、扶考シ其松ヲ發シ至シ是ニ於ニ上司ヨリ突然
禍智神社、出納帳監トナリ基本今主消費、持搞トナリ過切
乃方修フ詳スニキ必要ヲ生レタリ原是君ク一鉢ツ形シ多シ班
材價昂落、禍セラレ社費、支撑、若ニ名ニ依レ信早ニ事情、
之ヲ認否セキニキ、那可ノ空ニ基金、私財及他力ヲ假シテ之ヲ補

墳シ且自ニ甚責任ナリナシ社司、仕ノ辟至ニ至ル。而レ其初
於ニ將末ヲ寧シ斯辛乞ニ賣買フ事リテ適詮、尋ニ皆テタラニニ斯
之甚熊ヲ招致エヌレニ免ナレタルナシ。是、後日ニ於ニ之ヲ論スニ、
口ニ大ハノ解カ所ニシテ何人ニテモ附リ易キ往路古ナ思ニ最ニ惜シ
シ景ニ悲ム一キコトナリトス。

又吾ニ景景ニ君ヲ得カラシレバ彼、上地林下房、跡其家キヨ湖ノカ
多方神社財政、基礎甚固ナラヌニ一カテノ累ケントニ社格、コト亦如何
ト云知ル。カニス見絶、タクナ繼ニ度レ名ヲ興、設脩、整、祀事、博
ニ諸考ヲ嚴ニシケラ加キ今ニ見ルカ如クナサシヤ否ト疑ナキ。アリトスニミ實
基功ヤ多シレ大ナ昂併人之細瑾ナホ、詳ニキロノアリトスニミ實
際医校レテ其賤、盡ナシニ。其方シト謂フ一カナ。多當時、事態
想像ニ君、中ニ付度シ御禱々御スニ覺ニサシト。

嗚早君、如キ時勢、變化ニ禍セシ終生、力ノ傾注シタル功業、
之ノ犠牲トセシノ得カレ、至レルモノ、弔深、久其不幸ニ悲ム。
君明治六年、以テ生レ仕途ニ在ニコト約五十年。昭和九年、亡司
退キ大正二年、正月、享年六十。

四

而於爾君無罪勝陣、人和泉由松君、妹ナ、明治十一年生、昭
和十九年一月十二日東京、壽昌、享年六十、七十、性才アヒテ勝
アツ義妹トナニ島野平、嫁ニ
君ニ男ニ女、長盛文君、神宮皇學籍ナシテ仙臺大學卒
業不暫、中學校ニ教鞭ナ執、後太極市電氣局、一要職ナシテ
シカ先輩、詩ニ依テ福知山市馬鹿ヲナク、娘母ナ振レシク在職一年
東京、電氣軌道統制會、入テ現ニ其職、在リ、次盛義君、國學

院中學ヲ卒、大阪市電元町奉職中日支事務ニ應召シ算地
在ワ長女克子君三重縣南伊勢郡鵜殿村山田長清君之嫁ス
官村内一宿シト同ノ三ノ君共多才賢コレハ天皇饗ナト謂
フノレ禮二女禮子君梅田氏嫁シテ文折不難ムレ
予ハ君ト姻戚關係ヲ結フ而レテ甚文友親シキエド木魚ノ如ニ
乞相投合シ杜年一比日夕後逐該父相樂ノ身告相隔シヨリ
後ニ通信頻々互ニ胸脹ヲ傾ケタリシカ君歿セヨリハ叔寧殊
ニ惜シ今昔昭和十九年丁年七十四志衰滿ノ加ム君ノ跡
追フノ日暮ニ遠カニ立トス故・往時ヲ回顧シテ不文君・功業
ヲ記シ家・萬レノ君ノ人ト為ツ傳フコト・セリ 昭和十九年一月三十
日於京都市上京區紫野石神井二丁目番地寓居中根七郎誠
島寧盛取君小傳終

跋
癸未代、島寧盛君、遺文一篇、收ノ其文草ノ一疋ヲ閱フコ
ト・セリ文・御智山靈廟神社境内ニ東京・書家諸君春陞
先生、詩碑ヲ建テタル際其碑陰ノ文ヲ書カレタクナリ其
全文

碑陰の文

筆の花の香ハ平う麗けぐ詩文またいと妙ヒヒツラ
一矢は云ふに止むトヨウツネの文ノ墨客とその文才
いたうかけ、て 大帝代モ是ハ大帝國モ豪ムニ志
ハと厚く世を経たすの夢民を濟シの識レハと云が叶れ
は名ある人々にその道の解ヒテシハヤナレ痕ヘラ
れ一ノは山紫園の所コレ詩碑井ノ古也あぢり

了了の名は時清郎者玉露本の入泉石丈人の第二千
慶應の二年才生了父の大へ慷慨氣節なり幕中又は最嚴
一々偉丈夫とす經史を修め造詣ことに少く又詩
書十巧上りき母の君謹澤氏は事の都才子の墨骨の君の了
からとかやめせ天寧明敏了の物語とせー文字か
十巧又上りて好之はやう春洞の門下入る書を業
て六朝漢魏唐宋の隠士へ及くか否能くして一家を
す一名聲と云ふとかれ是れもまた人とたゞ忠良に一
謹直温順、一々慤勤その門人を教へ道すく耳、一と懇意
りナレは皆大歎仰仰せし親一々尊シヤナヤナリナリ子の
父を慕ふが如く徽へ子の中にはすくに世に名を立つた
了大家十許多有り也ナレはむかし國別の族民福の術

至講一坐た若學生に演を興るたる元を
帝為はた人皆の尊とす。ノキ、一トに勞くかこられた
の。ニヒ一革々と一ト悔レテ張々と一ト儀ナシ著せ
書付書詮三角論楷書格好論書奉遺典たり。之たくのみ
又皆大に世に行はる。この他稿を終へたゞとめり。ナシナ
ナシと云ひけれど。此のせにちからアテテの著述を
集めたる中。かくさうにせき利益すとこないかに多
からず。モ大正の年少の九月と一三日。にゆ
ケク。十九八年五十四歳で身半かられ一はいとあたら
とおちぢりくいと悔レテ。悔一早限リにあむ事の君
久舉千華壁と號す。上本足柄の豪族柳田伊豆守。あまむ
す。また将門には將を出でかや名内に名媛を出で

う一章かを初め者壁か刀自の物せし木堂きやまの筆ひせ
にすく筆ひいとうけせり見みる處ところにて迎むかへつて同
連相和あわせすとこら春はるの鳥とり音おとにささかたりてしや宗
元もとに家いえを行ゆくこえめこえめておき極きわみたりか大正だいせうの六年六年
ちうの十じゅうをかぬけ刀自と身みと勢ぜて林はやしを我が那智山なちさんに奥
きには山さんの姿水すいのたたすきいいたたくぬぬにかた去
たりけれはあわて帰かるすをこり階はし一いに今一度いちどし
に逃とけむ勢ぜりかけきをかく身みまかりなればその志
い子ことく縁えんを果とてななへかりこにしたス刀自と身みと勢ぜの志
遺詩いしを碑ひに勒れてこの邊へん下げにたつたつははいとせめてる
の志しをつかむとすむちうくくむけられゆにいて妹めいの
君きみありさーーつつやから聞きくの言ことひひか夫唱婦隨めいじよの教きょう
さ島しま鄂この盛さかなり

夫おあたりに一て真節婦傳まつせふでん由ゆかかーととゆかかーーいれ
ととされ一まあさしーーかー碑ひ成せいすに及ひびいそそののけけに
一一ららややとと文ふみををおのれれにははたららすすににああれれおおくくを
ちちをを身みああらら今いまおお名なをを身みひひすすああととををののせせすすみ
一一の人ひとととちうちうとの碑ひをを立たててあらら筆ひとと後ごののせ
にに傳つええむむすすかかととううれれかかーとと思おもふふ思おもふふみみかかたたま
すすににおおトトすすええへへたたすすかかくくおおんんそそ太だかかたたびびたたすする
一一つつすすままににるるやや顔がほをを洗あわわはは惡お辭じののススああろろののづづか
ささ島しま鄂このの盛さかなり

ううけけまま千せん名めいの五百五百名めいはは海かいのの瀬瀬のの瀬瀬

かと、共ともををせせてて、せせよよす

8 9 10 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03965 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

熊谷萬堂先生の事蹟

熊谷萬堂先生は熊谷直葉二十六世孫也と云。書文善能、儒佛の学工通す。嘗て東平願寺向局の鐘音上人よりが、意見の相違にて一月有り辞して去る。後各地を周遊して知名の士と文交、暫く松敷山不遊焉。有田郡中前浦海在翁と號し、終乎海ノ傍矣。無聊言地に到り、佐藤一雨漫牛の書と之と其知遇を以て、併て上手下達を重ね、書を譲り、文を論じ、啟蒙諸酒詞詳説至り、猶三十歳迄僅三十歳也。於是、門生滿々進不學問猶不樂也。門生中又々川村下雪小學校長十田穰氏あり、洋師就学せん。其人之為り甚矣哉。毎週放休の日を利用して、二十多千里の山川を涉破一一朝にして其教を受く、其筆亦直勢に及ばず十歳也。皆教釋を運んで極む。

美濃之工于詩者。日老泉院殿之三年。其後掃墓以祭之。乃
據而序之曰。諱忌。守土濟。号萬靈。美濃國。生八郡。黑股村人。
少學鵠達草之門。杜游江都。隨息養。安井先生。舊治業。後因
遊四方。遂卜居于無歸高池。止治十年。明治三十一年四月
二十二日。病沒于高池。春秋四十有五。石性嗜讀。能二云人所
難言。旁人至汗袖脰。其為人。磊落不羈。不詬往來。故無譖甚。

父兄名者矣嗚呼

順治三十四年八月

野芳齋撰並書

卷之四
人以爲之
一曰丙子年
小歸國上初為江間天香三十日已過數人
見一女夫子有一詩筆輕薄毛筆之金屬不以入天香
自作之詩也書之爲贈于諸君、先生未第之進及梓
日、德一日之墨毫以之奉之之是朱詩十首也
余至壇上取寫一一步一揮而十首乃畢矣

楊升菴一歲用
江馬之記

天香の博一原作维持を論す。先き舞踏の一歩を譲らす。
皆先生の博識と驚歎一而して褒美する。湖山翁の翰蹟が
次第續かれて其の筆蹟たり於是先生の名蹟二十六部下
第一は天香時日賜一とあるが其後

又嘗于閩府門上第一弟子と併立古參仰游不休步至訪
先生於南大、其弟子在先生之學織子服一幅、一耳不先生
可、有記不訪云。故不以補。其業亦學也。十、先生解一之年
受牛一鉢也。

佳句妙詞絃上不勝如是

以上之門生大半已故。不若吾君才德尤長。（昭和八年十一月記）
高先生（遺稿）寫於寶藏十庫三之一書架上。承之。吟

又小國櫟君之後子中學校國語文科教師也
更平又言他子中讀書之多也櫟君之益先生的扶植不依不靠

佐藤翁の生歿之概

佐藤新次郎翁才智文と称され、特仕官となり頃徳碑有り友人田原慶吉君の撰文と左記す新嘗の新聞紙より寫す

佐藤翁銘徳碑

佐藤新次郎翁は越後守川村の人系才奥外藤平秀卿下り出の秀衡数代の孫佐藤左司則祐有元弘年京上り大將官護良親王仕官後嫡不正成工房一無罪上未伝一其子孫経不士川村佐田上永信才翁幼少頃始十六歳佐田村正上守明治下至77各種公職下歴任一工務事務官を曠シ廿二年四月退官され而後代七川村長となり農業不交通不教育不企劃經營至ら

さうなく終る迄く村役の大計を樹つゝ者三十翁の功
多也。十居の十八年十月縣會院首玉華ナハト黒澤四湖
信二等ニ正論黨議衆皆異狀十三十二年十月終士衆會
至原六一昇會議長ト被ナシ蓋一票數七十ト仕滿古
一郷主帰、既ニ自適以て者乎漢ノ翁資性剛直自ら奉
ナフニシ事を薄く公ト盡すること甚だ平々然子孫が領
之ヲ不否ア而レ操守益堅く富貴一生涯セト實録于
終少十歲武二十所才十真小國士の典型を具ヘタリ
ハシ一吉ナ一丈八十二年九月一日病々没十寧年七十
有七翁逝テ已八十週年済日葬入相詳リ碑記述乙以
追慕口誠を致セナレ歎四十載歷々梗概を叙一其遺
體正永還不表丁一ハ云

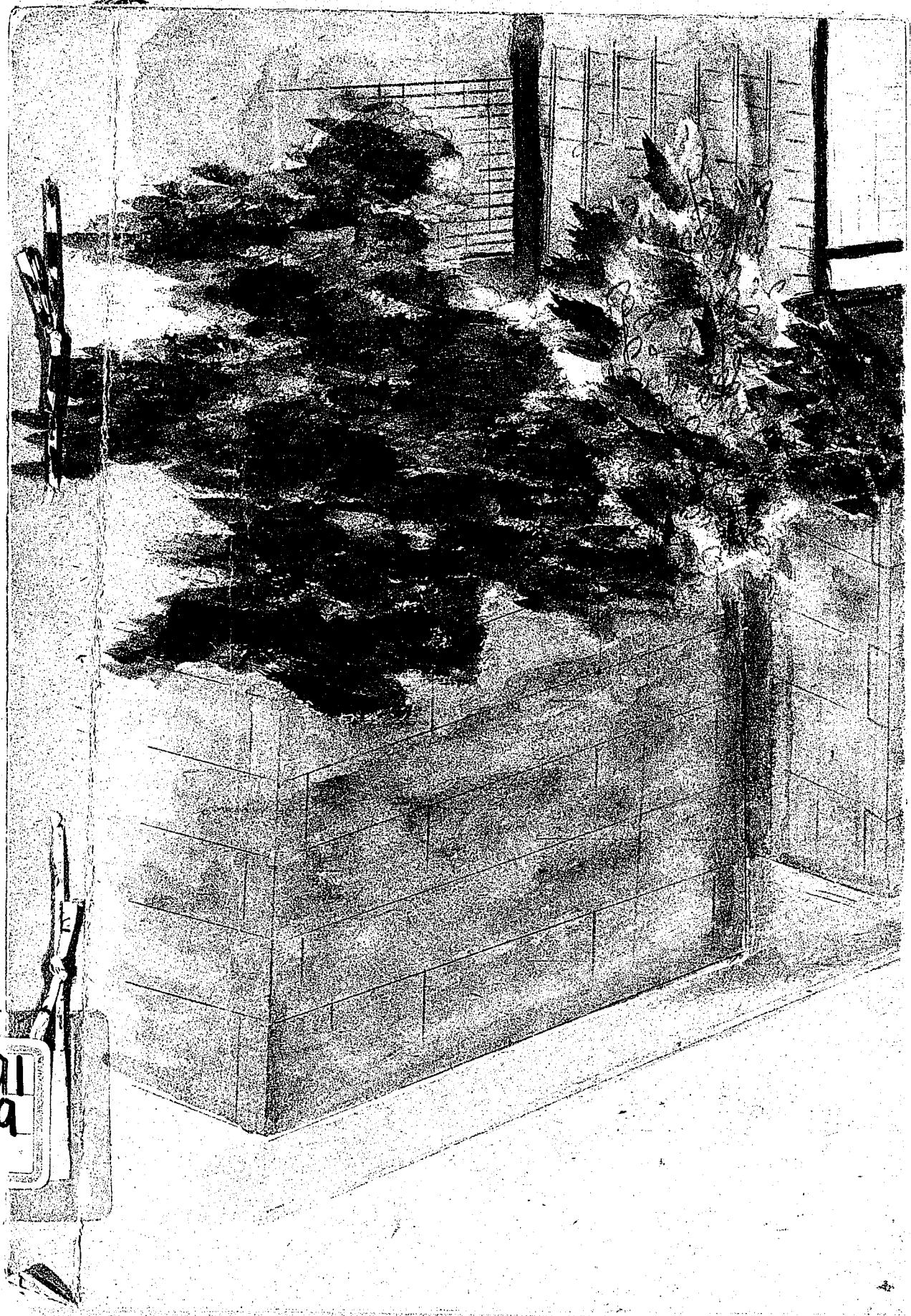
碑草澤文田原慶吉君へ贈號額ノ故昇長老岡崎邦
輔翁書之新宮方寺女學後教頭小谷丈夫五十六歳
昭和九年三月二百新宮無事毎ノ新冠不就職一七三
九寫大聖二十一日降幕式ナシニ

市杜主の頃、南東年暮郡會訓議長ト有ノ當時屢次翁の早
飛卯吉の忠辭才詳場ト異彩千秋ノ時代の郡會議員才何れ
斯村主一族の人手選出たり

翁の車業者村内車道商店通すナ川村大正五年の興工佐木
廣義六屋許大吉^村山林ナリ以此て明治の中期ト各大字を整く
車道を用キ山産物の移古米穀品の移入ト便アリシト大功績
有市東年暮郡書院在任中七年村下隣又たヨ村母ト共一絆
四面ニ立舊業一たリ翁叶内吾有古所の地才自治功績の調査三番

資料子報書一ノ收錄せらるたノ故請書書海外各國ニ領ナ
ル者、
翁の材幹才辯萬古一ト可ナリト思ひたり、其力也一村下止
李也博一村下止
頃傳文ニ詳長シテ了モ累數之方々有ヒ才翁才辯今御長才
海草郡ニモ合ヒ他郡、共一ノ事一ノ事ナリ本ヒも亦御初
主御取たゞキ材幹至是、一トナリ古點を明ニ志ナシテ
ウ(昭和十九年四月十五日記)

翁の材幹才辯萬古一ト可ナリト思ひたり、其力也一村下止
李也博一村下止
頃傳文ニ詳長シテ了モ累數之方々有ヒ才翁才辯今御長才
海草郡ニモ合ヒ他郡、共一ノ事一ノ事ナリ本ヒも亦御初
主御取たゞキ材幹至是、一トナリ古點を明ニ志ナシテ
ウ(昭和十九年四月十五日記)



8 9 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 03965 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8 9